点検結果表(規制の事前評価)

政策の名称		社会福祉法人に対する評議員会及び一定規模以上の社 会福祉法人に対する会計監査人の設置の義務付け			府省名	厚生労働省	
根拠となる法令		■法律	□政令	□府省令	□告示	□その他	
		社会福祉法					
規制の区分		■新設等 □緩和 □					止
点検項目		評価の実施状況					課題
① 規制の目的、 内容及び必要性		■説明あり□説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
	③ 行政費用	□金銭価値化	□定量化	■定性的記述	□負担なし	□分析なし	
析	④ その他の 社会的費用	□金銭価値化	□定量化	□定性的記述	■負担なし	□分析なし	
⑤ 便益の分析		□金銭価値化	□定量化 ■定性的記述		产性的記述	□分析なし	
6	費用と便益の 関係の分析	□費用便益分析	□費用効果分析	□費用分析	□定性的な分析	■分析なし	*
代替案	⑦ 代替案の 設定	■設定あり	■設定あり □想定される代替案なし □設定なし				
	8 代替案との 比較	□費用・便益では	比較 □費用で	: 比較 ■ 個	更益で比較	□比較なし	*
9 レビューを行う時期又は条件		■設定あり	り □設定なし				
[課題の説明】						

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「❸」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したも の(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び 補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【点検結果表の別紙】

≪規制の影響が及ぶ範囲を示す情報≫

- ・平成25年度末の社会福祉法人の法人数は、2万0,067法人である。
- ・平成26年4月1日時点において、約45%の法人で評議員会が未設置となっている(集計法人数:1万3,379 法人)。

≪費用と便益の関係の分析に係る補足説明≫

社会福祉法人に対して、議決機関としての評議員会の設置及び一定規模以上の法人の会計監査人の設置による監査の導入を法律上義務付けることにより、社会福祉法人における規制を遵守するための費用及び所轄庁における規制の導入に当たっての行政費用が発生するものの、社会福祉法人の経営組織が強化され、地域社会に貢献する適切な事業運営が期待されることから、規制の導入による便益は費用を上回るものと考えられる。

≪代替案との比較に係る補足説明≫

(代替案における費用と便益の分析)

代替案においては、所轄庁による指導を通じて、社会福祉法人に対して、適切な評議員会の設置と会計監査 人の設置による監査の導入を促すことができるが、法律上の義務ではないため、その確実な実施を担保するこ とができず、社会福祉法人の経営組織の強化及びそれに伴う地域社会に貢献する適切な事業運営という便益が 十分に発生しない可能性があり、得られる便益が費用を上回ることは困難と考えられる。

(代替案との比較)

代替案により、規制の対象となるべき全ての社会福祉法人において、評議員会の設置と会計監査人の設置による監査の導入が徹底された場合には、改正案と同様の便益及び社会福祉法人の遵守費用が生ずるが、改正案に比べ、社会福祉法人の自主的な遵守が期待できないため、所轄庁の行政費用が増加することが想定される。

また、全ての社会福祉法人における取組が徹底されない場合には、改正案に比べ、社会福祉法人における遵守費用が低下するが、便益も低下し、所轄庁の行政費用が増加することが想定される。

以上のことから、改正案は、代替案よりも適切であると考えられる。